

第3回 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会 会議録（摘録）

場所：小山町役場本庁舎2階大会議室
委員全員出席

1 開会（10：00）

（委員長：副町長）

前回の会議では各フェーズにおける論点を整理しました。今回は、引き続き調査作業を事務局で実施しましたが、資料が多いため、本日はお昼を挟んで午後までご協力をお願いします。

ただいまから第3回検証委員会を開会いたします。

2 会議事項（1）～（3）

（副町長）

それでは会議に入ります。会議事項ですが、調査報告、問題点の抽出、調査等の質疑について、フェーズごとに進めさせていただきたいと思います。

はじめにフェーズ1から、事務局説明をお願いします。

【フェーズ1 湯船原地区における開発計画編】

（事務局：企画総務部長）

フェーズ1 湯船原地区における開発計画編 から説明します。

—事務局説明

（企画総務部長）

廃棄物の投棄が全町的に問題となっていたにもかかわらず、なぜ当該地区が選定されたのか、因果関係を示すものは発見できませんでした。

（副町長）

このフェーズ1においてご意見をお願いしたい。

（大杉委員）

事情が見えてきた。今となっては調査できないものもあるが、町史が平成10年に発行であり、実態として知らなかったはずはないと推測によるものになるが、教訓を今後生かすべきと考える。

(田代委員)

この地区は、集落もなく場所としては適地だった。位置づけをしておいて、新東名の進捗を見ながら進めようとしていたのではないか。細かい議論、各論に入りようになかったのかと思う。新東名の計画などを含めて小山町を発展させるのにはやはり適地だったのは理解できる。

(藤曲委員)

全体像が見えるようになってきた。町民で関心があるのは、町がゴミありきで推進したか、知らなくて推進したのかではないか。ここを追及しないと町民に納得いただけないのではないか。

(副町長)

懸念として、行政文書として残っているもの以外で、当局で説明会や議会で説明している資料において、ゴミの問題を懸念する意見はなかったのか。事務局で資料は確認できていますか。

(企画総務部長)

各フェーズ（1～5）の調査と資料作成にあたり、内部委員に協力をいただいた。フェーズ1については総務課長から説明します。

(総務課長)

議会の関係で、湯船原の廃棄物について議会議事録を調べ、最初は昭和55年9月に一般質問が出ている。その後昭和56年9月議会で一般質問があり、最後は昭和58年9月の一般質問があった。いずれの質問も処理をどうするのかという質問であったが結論はなく、開発に絡んだ話はなかった。それ以後は議会における一般質問はありませんでした。

(副町長)

行政の公文書や議会議事録で検索する範囲では、議論はなかったということになると理解すべきか。

(藤曲委員)

不法投棄があるから何とかしなければならぬという話と、不法投棄を知っていて着手したのは別の話ではないか。不法投棄を知っていて開発したのかにフォーカスした方が良いのではないか。高畑議員の一般質問の話もあった。

(大杉委員)

平成10年の町史を発行する時点で、執筆者や内容について内部チェックがあったはず。それを読んだ人、また議会で何も問題にならなかったのか不思議に思う。この点についても

もう一度確認させてほしい。

(副町長)

藤曲委員と大杉委員の質問について、事務局で資料があれば説明を。

(企画総務部長)

高畑議員の一般質問については平成30年にご質問されています。
廃棄物の存在についてこのエリアにはないと認識していたと答弁しています。

(総務課長)

町史の編纂は長い期間かけて行われており、当時町史編纂室で作成していたが、内容について庁内でチェックした記録は残っていないと思う。

(大杉委員)

執筆者は外部の方なのか職員なのか。

(総務課長)

執筆者や執筆後の庁内チェックについては確認します。

(大杉委員)

議会議事録の調査の仕方はどのようにされたのか。

(総務課長)

議会議事録はデータベース化されているので、一般質問を中心に廃棄物など幅広いキーワードで検索しました。

(副町長)

町史等には記載があるが、廃棄物が埋まっている懸念について議論した形跡が残っていないという解釈でよろしいか。

(企画総務部長)

調査した結果そのとおりと考えています。

(副町長)

事務を改めるとしたら、反省点としてはどう考えるか、事務局としてはどうか。

(企画総務部長)

リスク管理、地歴調査が十分でなかったと考えています。

町史の資料からの調査記述について、平成 28 年度小山町新産業集積エリア造成事業地歴調査業務の報告書に記載があるが、廃棄物の記述については触れられていません。

(副町長)

検証結果をふまえ、改めて意見をお願いしたい。

(大杉委員)

公文書管理のありかたに関わってくる。すべてを保存することは不可能であり、もちろん時間が経過しているということもあるが、課題であろう。過去に何度も触れられたのに、庁内で問題が先送りされていたようだ。庁内の情報共有が不十分であった。

また、この検証委員会の意義から、現存する文書では確認できなかったなどの結論で間違いないのかははっきりさせていただき、調査不十分とならないようお願いしたい。

町史の編纂の過程の資料が残っていないか今一度確認をお願いしたい。

(田代委員)

過去事案の調査経験をふまえると、例えばモノを作ったものの記録について、特に昭和の年代の資料がないことが多い。これを機会に将来に向けて、情報を整理して文書として残してほしい。個人判断ではなく組織として整理してほしい。

(藤曲委員)

大杉委員、田代委員のおっしゃっているとおり。

(副町長)

本検証結果の記録について、資料があったか無かったかを検証結果として残すことが責務であり、補完する作業もお願いしたい。

町史は追加で確認をお願いする。議会の議事録の検索方法なども明示して、調べた結果どうだったのかまとめてほしい。

次回、追加の確認結果を含めどういう形で検証したかを示すこととします。

(副町長)

では次にフェーズ 2 に移ります。説明をお願いします。

【フェーズ 2 事業着手編】

(企画総務部長)

フェーズ 2 事業着手編 を説明します。

—事務局説明

(企画総務部長)

フェーズ2は当該地における廃棄物の有無についての認識や埋設物調査方法の妥当性が焦点になると考えています。調査の結果、意思決定に係る文書が見当たらない部分はかなりある。また、廃棄物に関する議論の書類もない。また廃棄物があるという認識をもって事業を進めたとは言えないと考えられます。

(事務局)

前回ご意見をいただいた地歴調査に関して他の事業との比較についてですが、まだ検証が十分でない状況ですが、上野工業団地との比較からすると、調査ポイントは少ないと言えます。なお、一般的な手法についてですが、現地踏査などの目視や聞き取り調査等を行い、廃棄物の疑いがあれば、地歴調査を実施するものです。

(副町長)

この件について、委員から意見をお願いしたい。

(大杉委員)

かなり問題のあるところではないか。何のためにするのかを考えると、現地踏査一人で実施とは不十分であり、今後活かさなければならぬ部分と言える。

地歴調査については、かなりここは問題があるといえる。調査個所を見ると、事業計画エリアから見るとかなり偏った場所と言える。意図的と言えないとしても、調査個所の選定について疑問である。調査した中で教えてほしい。

(教育次長)

フェーズ4の担当ではあるが、調査内容にこの部分と重複があり、説明します。調査個所について、法人及び共有地を選定しており、結果として、廃棄物に関しては個人所有の土地から出ています。

(住民福祉部長)

地歴調査は土壤汚染対策法に基づき実施するもの。廃棄物があるかどうかを調べるものではなく、有害物質があるかどうかの調査であり、個人ではなく法人の土地を選んだと推測できます。

(大杉委員)

本来、個人所有か法人所有ということではなく、平成26年のことであれば、社会一般では買収予定土地における不法投棄については疑うべきと思う。さらに町史に記載があるエリアであり、個人所有地を外したという判断は疑問が残る。また、地歴調査の報告書の内容に

関して、町史の確認が十分にされていなかったことについて、調査会社及び行政側のチェックが不十分と指摘できる。

(田代委員)

調査会社による判定結果について、廃棄物が存在しない旨書いてあるが、調査会社の判断で判定がここまで書けるのかは疑問に思う。

プロポーザルについて、発注者の条件に対して提案を評価するもの。その要件に廃棄物が出た場合の対応は提案にはなかったのか。プロポーザルに参加する場合は、現地をよく調査して考えてなかったところまで提案するはず。提案書の中身を確認してほしい。

(副町長)

提案書の中身については確認をお願いします。なお、不測の事態が生じた場合に町が破産しないように、事業協力者との基本協定では町がリスクを負わないとしている。国、県の起債の協議をする場合の条件としている。

(田代委員)

プロポーザルでいろいろ提案があったとしても、基本協定で不確定要素が出たとしても受託者が負担をすることについて決めていたのか。

(副町長)

小山町のリスク管理において、起債の同意において、町が破産しないように前提とすることを条件としていた。

(藤曲委員)

地歴調査、地質調査の違いを改めて教えてほしい。地歴調査について、なぜ個人所有地を除いたのか。また、廃棄物が埋まっている場所がわかっていたら重点的に調査していたはずだが、本当にわかっていなかったのかどうか。当該土地の地歴について、土地所有者から口頭で確認するとしているが、口頭の内容がどういう結果だったのか。

(住民福祉部長)

フェーズ2の調査を担当しました。

法人所有地を選択し、個人を除いた理由は不明です。法的にできないことではない。共有の土地については、用地交渉にあたった職員が口頭で聞いている旨聞き取りをした。個人所有の土地については件数が多いため、すべて聞き取りしたかどうかは不明です。

(藤曲委員)

口頭で確認した段階で、嘘を言ったのか。しかし、買収できなければ全体の計画が挫折するとも考えられる。

(教育次長)

調査会社の報告書には、調査対象地の事業者名、登記簿調査、空中写真による対象地の履歴調査と分析もしている。事業者への聞き取り調査については、報告書には記載されていないものの、担当職員がその聞き取りに同席していることは確認できた。

なお、個人所有地への聞き取りについては資料がありません。

(副町長)

取得する土地について小山町として調査のルールはあるのか。ない場合、個別の要件において、誰がどこまで決めているのか。担当者に任せていたのか。

(北郷支所長)

道路買収において、取得金額にはルールがある。地歴については、登記簿の調査では抵当権設定などの確認を必ずするが、それ以上は実施したことが無い。

(住民福祉部長)

農村公園の買収を担当した際、説明会を実施して、用地交渉をしたが、調査はしておりません。

(副町長)

当時の用地取得について、町のルールがあったのか。なければ決裁により実施したのか。

(藤曲委員)

県の事案では何かルールがあるのか。

(田代委員)

道路、河川などの買収事案においては、登記簿で権利関係の確認を実施し、現地は表面のみ。道路事案では掘ると廃棄物が出てきて県で対応したことは経験上ある。

(副町長)

用地買収において今後どのようにしていくべきかに活かしていくべきと考えるが委員の皆様にご意見を伺いたい。

(大杉委員)

この時点でルールに則って事務を進めたのかは大事だと思う。これからのことを考えると、同じようなものはないかもしれないが、しっかり検討していかなければならない。これからもこのような面的整備はあるわけであり、ルールがあっても曲げてやる可能性もある。ここの教訓としては、チェック体制を確立すべきではないか。

(田代委員)

事業には目的と期限があって、それに向けて事業を進める中で視野が狭くなりがちであり、議論すべきところを飛ばしてしまう危険性が必ずある。急いでいても絶対押さえるべきところをまとめあげてほしい。

少し戻るが、地歴調査、一人が見たものが調査と言えるのか。見たのかもしれないが「調査」を実施したという表現についてはどうなのか。

(大杉委員)

26年の現場調査は「調査」と位置付けてよいのか。

(住民福祉部長)

資料を調査したが、26年の職員の目視は現地踏査であり、地歴調査とは言えないと考えています。

(副町長)

用地取得のマニュアルはあるのか。

(企画総務部長)

用地取得については、公有財産管理規則があります。第19条において必要な調査をすることとしており、第20条に取得の手続きについて定めています。また町長決裁を受けなければならない事項が定められています。

(藤曲委員)

ルールが非常に重要。それを契機に作ってほしい。

(副町長)

次回調査についてはいかがでしょうか。

(大杉委員)

プロポーザル審査に係る事前検討時、外部審査員との打合せにおいて、懸念事項が示されており、第三者からみてリスクがあったことがわかる。しかし、どう対処したのかという資料はあるのかどうか。

(住民福祉部長)

検討結果については個々に検討しているようだが、文書としてまとまっておらず、不明でした。

(田代委員)

最初のプロポーザルの提案書を確認したい。それから、ルールに則って実施されていたのかを整えてほしい。

(藤曲委員)

全体として整理した中で、不足するようであれば補足するということをお願いしたい。

(副町長)

ありがとうございました。ここで13時まで休憩とします。(11時55分)

—正午～13時休憩

(副町長)

それでは再開します。

午前中の土地取得のルールについて、公有財産管理規則の抜粋を紹介します。第19条に取得前に必要な調査を行うとあります。必要な調査については特に基準が明確になっていないということでもあります。

(大杉委員)

この事業を進めるにあたって、コンサルは関わっていなかったのか。これまでそういう話が出てきていないが、コンサルと手順などについて相談して進めていなかったのか、関連を調べてほしい。

(企画総務部長)

その部分については調べておりません。開発にあたっての技術的な部分や図面作成についてはコンサルに委託しておりました。

(大杉委員)

コンサルは多くの事業や自治体に関わっているため、相談するなど関わっている可能性もある。念のため、コンサルとのやり取りを調べてほしい。

(副町長)

それでは、フェーズ3に移ります。説明をお願いします。

【フェーズ3 用地買収編】

(企画総務部長)

フェーズ3 用地買収編 を説明します。

—事務局説明

(副町長)

最初に確認ですが、小山PAの事業では契約書に瑕疵担保を付けているが、方針転換している。なぜつけることとしたのか調査されていますか。

(企画総務部長)

小山PAの用地買収において、瑕疵担保を付けることについての意思決定の過程はまだ調査できておりません。

(副町長)

この件に関してご意見をお願いします。

(大杉委員)

規則の45条で瑕疵担保を省略できると書いてあるが、規則で書いてあるだけなので、その都度決めなければならないことと考える。瑕疵担保を契約書に記載しないことについて、顧問弁護士への相談において、どちらでも良いということで、安易に外してしまったというところも問題。この件だけでなく、この事業にあたって他にも顧問弁護士への相談はあったのか。

(企画総務部長)

顧問弁護士とのやり取りについては、様々な場面で相談をしております。

(大杉委員)

ここに至るまでの相談についても相談記録は作られていますか。

(企画総務部長)

そこまで調べ切れておりません。

(田代委員)

私の経験では、瑕疵担保請求に至ったことはない。実際に売却する立場となると、瑕疵担保が何を言わんとしているのか、大変気になるところだと思う。土地に隠れていたものが出てきて、売った方が悪いと本当に言えるのか。担保付けなければおかしいとは言い切れないと思う。

後から始まった小山PAの事業について、瑕疵担保をつけているとのことだが、その違いについて説明は必要と考える。

(藤曲委員)

民法上1年請求できることについて、契約書に書かなくて良いということについて、多くの方は知らないと思う。契約書に書かないことについては疑問に思う。

絶対に瑕疵担保をお願いしたいのは、疑わしい場所のほか、子どもが外で遊ぶような場所については、売り主にも責任をもってもらいたい。

(副町長)

小山PAで方針転換したことについてははっきりさせる必要がある。土地所有者に対して瑕疵担保を請求するかしないかで価格にも影響があると思う。また、万が一廃棄物などがあつた場合に、町が責任をもって処理するという点について、事業協力者との間で取り決めがなかったのかも調べる必要がある。

文書の存在がわからない場合、聞き取りにより事務局が補足しているが、必要があれば委員会におけるヒアリングの実施についてはいかがか。

(大杉委員)

関与した顧問弁護士にご意見を伺うことは可能か。

(副町長)

顧問弁護士との相談記録については、改めて提示ということで可能か。

(事務局)

相談記録はあるので、整理し、相談結果についても調査し提示します。

(副町長)

顧問弁護士との相談記録は、議会の答弁も含めて、瑕疵担保の省略運用できる規定について、過去にどのような運用をしていたのか提示をお願いしたい。

このただし書きによる運用について、委員の皆様から意見をお願いしたい。

(大杉委員)

町の用地取得の契約書作成の一連のプロセスがどうなっているのか。契約に対するチェック体制をどのようにするのか、一律に作りがたいところもあると思うが、金額や要件など、他の自治体を参考にして改めることが必要と考える。

(田代委員)

瑕疵担保について、公共事業の場合厳格に付けると問題になるケースもあるので、町長が決裁するうえで判断しやすいルールを作っておくべきと考える。

(藤曲委員)

他の委員の意見と同じです。

(副町長)

次に、廃棄物が出た後ということで関連するので フェーズ4と5について 説明をお願いします。

【フェーズ4 埋設廃棄物処理編①】

【フェーズ5 埋設廃棄物処理編②処理方法変更～】

(企画総務部長)

フェーズ4、5 埋設物処理編 を説明します。

—事務局説明

(企画総務部長)

瑕疵担保請求の扱いと、廃棄物処理方法の妥当性が論点になろうかと考えている。

廃棄物処分の経過を整理し、また担当職員への聞き取りにより処分量や処分費が増えた技術的な理由をまとめています。

(事務局)

売り主に対して何らかの協議を行ったということについて資料はありませんでした。

(副町長)

フェーズ4からご意見ををお願いします。

(大杉委員)

事業協力者が地歴調査を急遽求めるなど気になるところ。聞き取りをした印象を教えてください。

(田代委員)

事業協力者との協議を数多く実施している。発見後何を議論しているのかがわかりにくい。

(教育次長)

廃棄物発見後の造成工事の工程会議や廃棄物の処理との兼ね合いについて議論していた。

(田代委員)

30年2月に発見後、協議を県と進めていた。道路地盤に使わなければ良いのに、31年に処理し始めて一週間後には県の不法投棄対策班が来ている。31年3月に処理方法が急に変わっていることが気になる。疑問点を明らかにしながら検証するというので進めたい。

(藤曲委員)

私も田代委員と同じように、処理方法が急に変わったことが疑問。打ち合わせしていたにも関わらず、あるところからダメになったのか。

(北郷支所長)

フェーズ5を担当した。

平成30年11月の打ち合わせは静岡県東部健康福祉センター廃棄物課の廃棄物班と町担当が処理方法について協議実施。途中の協議記録が見つからないが、町は分別して平成31年3月5日に道路の路体盛土として搬出を始めた。ところが3月11日には同県廃棄物課の不法投棄対策班の立ち入り検査となった。当時の写真を確認するとプラスチックが分別できないほど劣化している。コンクリートガラであれば土と分別できるものとして路体土として使用できると町で判断したと顛末書に記載してあった。しかし、プラスチックがマイクロ化しており分別できていないことから廃棄物を処理したとして、不法投棄扱いとなったと考えられる。このため、撤去するという工程が発生した。コストの面では細かいものまで分別することは困難であり、引き渡す土地に廃棄物が残ってはいけないということもあり、完璧に処理するということから処理量が増えたと考えられます。

(藤曲委員)

29年の調査は事業協力者の依頼で実施した。しかし30年に廃棄物が出てきた。29年の調査したエリアと出てきたエリアは全く違うのか。発見した場所は、個人の所有地なのか。

(教育次長)

調査対象地は法人と共有地のみであり個人の所有地は実施していない。結果的に、調査していないところから出てきたので、個人の所有地であります。

(大杉委員)

フェーズ5について、県の廃棄物班及び不法投棄班との協議や指導や経緯については明確に検証しておくべきと考える。また町の判断については、職員の話をしっかり聞いておく必要がある。県の対応について、間が空いているので検証しておく必要がある。

(副町長)

平成30年6月定例会補正予算の説明において、町が廃棄物の処理を進めるということとなっているが、処理費用の求償について、民法上瑕疵担保の請求ができるにもかかわらず、

元の地主になぜ求めなかったのかについて資料はあるか。

(教育次長)

そのことに関する協議記録はありませんでした。

(副町長)

ここで5分間休憩とします。(14時30分)

(休憩 14時35分再開)

(副町長)

再開します。

瑕疵担保の請求についての議論について、資料はありませんか。

(企画総務部長)

瑕疵担保の請求に関する資料については、議論も含め今のところ見つかっていません。また、議会における質問や答弁においても、請求するまたはしないの意見は出ておりません。

(副町長)

瑕疵担保の請求をなぜしなかったのかに関して、職員に聞き取りをした方が良いか、委員の皆様からご意見をお願いしたい。

(大杉委員)

その点は明確にすべき。また、混じり土を使ってしまい、結果として処理費用が膨らんだことについて、本来最小限でどのくらいの処理費用であったのかを明確にすべき。瑕疵担保の請求については検討しておくというのはあるべき姿ではないか。

庁議などで議題にならなかったのかについても調べていただきたい。

(副町長)

このことについては、書類上限界があるということで、検証委員会で関係者へのヒアリング実施についてはいかがでしょうか。

(田代委員)

当時の用地の担当に聞かなければわからないと思う。事務局で改めて聞き取りして報告していただければと思う。

(藤曲委員)

なぜ瑕疵担保の請求について議論しなかったのか、または瑕疵担保責任を求めないことに

ついて最初から前提にあったのか、などが聞きたい。

(副町長)

では、このことについて事務局において聞き取りをお願いし、その結果によって検証委員会への出席を求めることとします。

(大杉委員)

これまでも含め、聞き取りをした職員がどのような職なのかを明確にをお願いしたい。行政の仕事の進め方として、上司から指示を受けて進めるのか、もしくは課長として裁量をもって判断したのか、トップの指示ややり取りで進めたのか、そういったことがわかるよう聴取を進めていただきたい。

(副町長)

続いてフェーズ5についてですが、県とのやり取り、処分量の見積もり、廃棄物の処理方法の進捗管理について、委員の皆様からお願いします。

(田代委員)

疑問なのは、処分量が増えた理由。施工事業者に責任やその費用負担についても明確にしておいた方が良いのでは。

(藤曲委員)

1点目として、なぜぎりぎりまでこうなったのか。12月に予算が不足して、そして予算を専決した。進捗管理がなぜこのときにできなかったのか。2点目として、なぜ19億までなら事業協力者で負担ができて、それ以上だと町負担となったのか。

もう1点、専決予算で18億円増額したが結果として11億となった。なぜ7～8億円減ったのか。この減額となった理由も教えてほしい。

(副町長)

その点も含め、事務局では関係する職員からの聞き取りなど、本日の宿題に対する対応をしていただき、次回の委員会で報告をお願いします。

全体を通していかがでしょうか。

(大杉委員)

今回の報告でいろいろなことがわかってきた。憶測ではなく、事実がどうだったのかをしっかりと検証したい。

(田代委員)

大杉委員のおっしゃるとおりです。

(藤曲委員)

大杉委員のおっしゃるとおりです。廃棄物の存在を知っていて進めたのか、知らないで進めたのかがやはり重要なポイントになると思う。町民に納得していただけるような検証結果としたい。

(住民福祉部長)

書類の量がかく膨大である。調査するのに相当な時間を要するという事は、当時の担当職員の仕事量が膨大過ぎたということが改めて言えると思う。

(北郷支所長)

フェーズ4と5の調査を担当したが、処分の業者が9業者、運ぶ業者が72社。3月までという期限が迫っていて、7万立米という量も膨大な量と言える。事務においては人員も限られる中、大変焦っていたのではないかと推測できた。

(副町長)

湯船原の開発事業は、町のためにということで実施した事業であり、検証により反省すべきことを反省し今後の事務の改善につなげることが目的と考える。また、行政機関として事業の総量が多すぎたことも要因と考える。これを機会にルールを整え、改めるべきところをしっかりと改めたい。

以降の進行は事務局からお願いします。

(企画総務部長)

次回の予定ですが 12月11日(金) 13時から に変更をお願いします。

4 閉 会 (15:20)

(事務局 企画総務部長)

それでは、第3回 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会を終了といたします。外部委員の皆様、本日はありがとうございました。